### 令和5年度関東地区水産物販売促進事業委託業務審査基準

### 1 審查対象事業者

東京都中央卸売市場の卸売業者又はその関係会社

### 2 審査項目および点数

### (1) 事業実施体制 (55 点)

審査の項目	審査の視点	得点	配点
事業実施体制	他卸売業者から販売対象品目を円滑に購入する	15	
	ことができる		
	量販店及び飲食店に直接販売することができる	15	
	運送会社と連携し水産物を流通させる事ができ	15	55
	る		
	営業冷蔵庫と連携し水産物を保管することがで	10	
	きる		

## (2) 事業内容(35点)

審査の項目	審査の視点	得点	配点
事業内容	事業内容の妥当性、実現可能性	10	35
	事業への理解度	10	
	販売先、販売方法の具体性	5	
	量販店・飲食店での PR 内容	5	
	HACCP 対応の加工場の有無	5	

# (3) 目標販売額(10点)

審査の項目	審査の視点	得点	配点
目標販売額	委託金額の14倍未満	0	10
	委託金額の14倍以上、15倍未満	5	
	委託金額の 15 倍以上	10	

### 3 審査の方法

(1)審査においては、提出された見積書と、事業計画書による審査を行います。

- (2) 県において、「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査終了後、結果を集計し、得点の高い者を受託者として決定します(総合点数の60%以上を獲得していることを要する)。